

○山陽小野田市住居表示審議会規則

平成17年3月22日

規則第157号

改正 平成17年6月16日規則第208号

平成18年3月31日規則第17号

平成21年10月1日規則第47号

平成22年3月31日規則第18号

平成26年3月25日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市住居表示審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係機関の職員

(2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第3条 前条第1項に定める委員のほか、当該住居表示施行地区内の特別の事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該住居表示施行地区内の関係者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該任務の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会には、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第7条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年6月16日規則第208号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月1日規則第47号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第8号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

